

令和4年度アスリートぐんまプロジェクト事業
アスリートサポート認定者 補助金に関する留意事項

【対象経費】

○報償費

外部講師・コーチ、栄養士、トレーナー等

○遠征・合宿費補助

原則大会参加に伴う経費は対象外となる。

但し、国外で開催される大会に参加する場合に係る経費（個人負担分）は対象とする。

	国内		国外	
	遠征・合宿	大会	遠征・合宿	大会
交通費	○	×	○	○
宿泊費	○	×	○	○
食糧費	○	×	○	○
参加料	○	×	○	×

○消耗品費

対象事業予算の10%以内となります。

○用器具（備品）等購入費補助

原則として3万円以上の用器具（備品）等の購入に係る経費を補助する。

ただし、総額の3割以上は自己負担とし、補助金を充当できる金額は対象事業費（30万円）の原則30%以内（9万円）とする。

なお、用器具（備品）等を購入する場合は、事前に用器具等購入申請書を県スポーツ協会に提出し、許可を得てから購入すること。

【対象期間】

○令和4年5月1日から令和5年3月31日までの11か月間とする。

（裏面へ）

【証拠書類】

○領収書

原則として業者等の領収書が必要となる。

領収書の宛名は原則認定者本人の個人名とする。（未成年は保護者も可）

領収書の但し書きに必ず品名・単価等を記載すること。

宿泊費の領収書は、宿泊明細書も添付すること。

○関係書類の添付

遠征や合宿、国外大会に伴う要項または派遣依頼文等の写しを添付すること。

また、個人負担金の支出は、個人負担金が明記されている実施要項等を添付すること。

【補助金の取扱い】

○補助金に対する負担金

補助金30万円に対し、最低でも20%以上（6万円）の負担金が必要となる。

補助金をすべて使いきれなかった場合は、精算額の20%が負担金になるように実績報告書を作成すること。

○補助金の戻入について

戻入金が生じた場合、実績報告書提出後に県スポーツ協会より送付される補助金戻入通知に従って速やかに指定口座へ返納すること。

【その他】

不明な点があれば県スポーツ協会事務局に相談すること。